

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前 葉 泰 幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	光明寺地区 (光明寺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、65才以上の農業者が多く、ほ場整備を実施した農地で構成されている。現状は2者の担い手がほ場整備が完了した農地で営農している。

担い手が営農する一部の農地を除いて、他の農地は耕作条件が良いとは言えず、新たな耕作希望者もない状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稻を中心に担い手による小麦の作付けも行われている。今後もこれら作物の作付けを維持していく。

既存の担い手のみならず、他地区で営農効率を上げ、農地の引き受け面積の拡大が可能となった担い手の積極的な受け入れを促進することで、今後発生する新たな農地の貸付先の確保について対応したいが、既存の担い手を含め、農地の管理保全に取り組む体制づくりが必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。隣接地区の合併も視野に今後も協議を継続していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
既存担い手への集約化を念頭に農地集積を進め、地区内の農地の集積・集約については農地中間管理機構を通じて行うこととする。 担い手が営農困難になった場合については、農地中間管理機構の農地バンクの機能を活用することで、新規受け手への付け替えを進めることができるように機構への貸し付けを進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借が発生した際は、担い手の経営意向を踏まえた上で、農地中間管理機構への貸付を経て段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水路施設等の確認を行い、必要であれば改修を進め有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
既存担い手への集約化を進めるが、リタイヤにより営農継続が不可能となった場合、新たに地区外の担い手確保等の検討を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業効率の向上に貢献できるものは取入れを検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】 ③農作業の省力化、効率化を意識した設備投資を検討したい。				